

小諸市告示第18号

小諸市週休2日工事実施要領を次のように定める。

令和6年2月22日

小諸市長 小 泉 俊 博

小諸市週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、小諸市が発注する建設工事のうち、市長が指定する工事とする。ただし、次に掲げる工事については、対象外とする。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 現場条件、施工時期等の制約が厳しい工事
- (3) 現場施工期間が1週間未満の工事
- (4) 設計金額が1,000万円未満の工事
- (5) 建築工事（機械設備及び電気設備工事を含む。）
- (6) その他市長が対象工事に適さないと判断する工事

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 完全週休2日又は週休2日相当をいう。
- (2) 完全週休2日 工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を現場閉所日とすることをいう。
- (3) 週休2日相当 工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の28.5パーセント以上の日数を現場閉所日とすることをいう。
- (4) 現場閉所日 通行規制に伴う交通誘導、現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態（降雨、降雪等による予定外の休日も実際の現場閉所日数に含む。）をいう。
- (5) 控除期間 工事着手日から工事完成日までの、次に掲げる期間の合計期間をいう。

- ア 年末年始 6 日間（原則として12月29日から翌年の 1 月 3 日まで）
- イ 夏季休暇 3 日間（原則として 8 月13日から 8 月15日まで）
- ウ 工場製作のみを実施している期間
- エ 工事全体を一時中止している期間及び市長があらかじめ対象外としている内容に該当する期間の合計期間とする。

（受注者の取組）

第 4 条 受注者は、週休 2 日工事の実施を希望する場合は、工事着手前にその旨を市長に通知するものとする。

- 2 受注者は、週休 2 日工事となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に明示し実施しなければならない。
- 3 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日まで市長と協議して承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、別に定める方法により、週休 2 日を実施する工事である旨を工事現場において明示しなければならない。

（市の取組）

第 5 条 市長は、週休 2 日を実施する上で必要な工期の設定を行うものとする。

- 2 市長は、受注者から前条第 3 項の協議があった場合において、その理由が妥当であると認めるときは、これを承諾するものとする。
- 3 市長は、前条の規定に基づく週休 2 日の取組実績に応じて、直接工事費及び間接工事費を補正するものとする。この場合において、補正額については、長野県が定める週休 2 日工事实施要領に準じるものとする。
- 4 市長は、特記仕様書等に週休 2 日工事の対象工事である旨を記載するものとする。

（補則）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用する。